

黒部市 発表  
令和5年3月24日（金）

報道関係者 各位

**【照会先】**

黒部市市民環境課

市民環境課長 越後 幹彦

市民環境課主査 岸上 美栄子

電話 0765（54）2501

**お悔やみ手続の「ご案内」（新様式）の運用****1. 概要**

現在、本市では、死亡届を受け付けた際に、ご遺族様に対し、市役所で必要な手続や、必要書類をお示しした「ご案内」をお渡ししておりますが、今般、より分かりやすい「ご案内」とするため、見直しを行います。

**2. 手続の流れ**

①市役所で、死亡届を受け付けた際は、通常、手続に来られた葬儀屋さんへ「ご案内」をお渡ししており、葬儀屋さんからご遺族様へ「ご案内」が届くこととなります。

②当「ご案内」は、ご遺族様が市役所窓口で必要な手続をされる際の参考にしていただくものとしてお渡ししておりますが、個別に申込みがあれば、必要な手続項目に「✓」を入れた「ご案内」をご遺族様にお渡し（メールかFAX、郵送での送付又は市民環境課窓口でのお渡し）いたします。

「✓」を入れた「ご案内」をご希望される方は、市民環境課への電話又はQRコードの読み取りにより申込みをしていただきます。その際、手続に来庁される予定日を指定していただければ、市役所での手続がよりスムーズになります。なお、準備に4日程度（土日祝除く）お時間をいただきます。

③金融機関等、市役所以外での手続に必要な書類の中には市役所で発行するもの（戸籍謄本等）があるため、必要書類を確認いただき来庁されると手続がスムーズです。

**3. 開始時期**

令和5年4月1日